

ご 案 内

当院は、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関です。

1. 病棟に関する事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準を満たし「精神療養病棟入院料」の承認を受けている保険医療機関です。

2. 看護に関する事項

当院の病棟は、1日に12人以上の看護要員（看護職員及び看護補助者）が勤務しており、そのうち半数は、有資格者という基準を満たしております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

8時30分～17時30分までの看護要員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

17時30分～8時30分までの看護要員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

3. 付き添いに関する事項

自己負担による付き添い看護は行っておりません。

4. 室料差額に関する事項

個室・2人室は、治療上の必要に応じて使用し、室料差額は頂いておりません。

5. 当病院は、下記の事項について、厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして当局に届出しております。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①精神療養病棟入院料 重症者加算1 | ⑦入院時食事療養（Ⅰ） |
| ②精神科地域移行実施加算 | ⑧ニコチン依存症管理料 |
| ③医療保護入院等診療料 | ⑨こころの連携指導料（Ⅱ） |
| ④精神科作業療法 | ⑩外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） |
| ⑤精神科デイ・ケア（小規模なもの） | ⑪入院ベースアップ評価料16 |
| ⑥精神科ショート・ケア（小規模なもの） | ⑫がん治療連携指導料 |

6. 食事に関する事項

入院時食事療養Ⅰの届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しております。

2025年7月1日

台原高柳病院